

議 会 全 員 協 議 会 会 議 次 第

平成 27 年 3 月 19 日 午後 1 時 00 分～
松 川 町 役 場 協 議 会 室

1. 開 会

2. あいさつ 挨拶

3. 協議事項

- (1) 平成 26 年度 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に
ついて [まちづくり政策課] 資料No.1
補正予算書

- (2) 松川町福祉医療費給付金条例の一部改正について 議案書
[保健福祉課] 資料No.2

- (3) 保育園設置及び運営に関する条例の一部改正等について 議案書
(以下4条例) [こども課] 資料No.3

- ・松川町子どものための教育・保育給付の支給認定及び利用者負担
に関する条例の制定について
- ・松川町保育園設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- ・松川町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- ・松川町保育園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

- (4) 財産の処分について [住民税務課] 資料No.4

4. 報告事項

- (1) 農業経営アンケート調査結果(概要)について [産業観光課] 資料No.5

- (2) 果樹栽培 100 周年記念事業について [産業観光課] 資料No.6

- (3) 松川町観光広告ラッピングバスについて [産業観光課] 資料No.7

- (4) 地域おこし協力隊について [産業観光課] 資料No.8

- (5) 大型捕獲檻と GPS 調査の状況について [産業観光課] 資料No.9

(6) 小型家電リサイクルについて

[環境水道課] 資料No.10

(7) 不法投棄監視カメラ運用基準について

[環境水道課] 資料No.11

5. その他

- ・ 片桐 義長 あり、
- ・

6. 閉 会



平成26年度 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金について

1. 「地域消費喚起・生活支援型」実施計画

(単位:千円)

No.	事業名	目的	事業費	事業費の内訳	
				内容	金額
1	消費喚起プレミアム商品券発行事業	商工会加入店舗等とJAで利用できるプレミアム商品券を発売する。 【イメージ】 ・プレミアム率 20% ・1セット 1,000円券×12枚綴り ・1人 2セットまで購入可	8,300	プレミアム商品券補助金 ・商品券 7,000千円 ・事務費 1,300千円	8,300
2	生活支援型商品券交付事業	①15歳以下の児童(1,730人) ②ひとり親世帯(160世帯) を対象に、商工会加入店舗等とJAで利用できる生活支援型商品券を交付する。 【イメージ】 ・給付型 ・1,000円券×5枚綴り	10,359	事務補助者賃金	397
				生活支援型商品券	9,450
				消耗品費他	202
				郵便料	160
				生活支援型商品券発券事務委託料	150
3	ふるさと名物商品券交付事業	①旅行宿泊者向け商品券として、町内観光宿泊者に1,000円/人の商品券を配布する。 ②果樹栽培100周年記念商品として、フルーツグルメ飲食特典商品券、観光イベント消費特典商品券を配布する。 以上により、域外消費を喚起する。	6,140	臨時職員賃金	840
				観光プレミアム商品券	5,100
				PRチラシ印刷費	200
					-
					-
4	住宅リフォーム補助金交付事業	地元工務店を利用して行った住宅改修に対する費用に対し、商品券を発行する。 【イメージ】 総事業費 60,000千円 補助率 10% 上限額 10万円	6,840	臨時職員賃金	840
				住宅リフォーム補助金	6,000
					-
					-
					-
計	4件		31,639	交付限度額:27,617千円	

2.「地方創生先行型」実施計画

(単位:千円)

No.	事業名	目的	事業費	事業費の内訳	
				科目	金額
1	松川町総合戦略策定事業	【必須事業】 地域の人口動向や将来人口推計の分析、中長期の将来展望などの地方人口ビジョン、また人口動向や産業実態等を踏まえた2019年度までの政策目標・施策を策定する。	6,075	策定委員報酬	75
				地方版総合戦略策定委託料	6,000
					-
					-
2	婚活等事業	①社会福祉協議会に委託して実施している結婚相談事業に対して、補助金を交付する。 ②若い世代の結婚を支援するため、消防団を対象とした婚活イベントや消防ふれあい感謝祭に対し、補助金を交付する。	2,650	結婚相談事業補助金	2,000
				消防ふれあい感謝祭補助金	300
				消防婚活事業	350
					-
					-
3	子育て支援事業	①子育てを支援するための情報誌をリニューアルする。 ②安全な生活と遊び場の確保のための児童クラブにおいて、長期休業期間中、空き教室等を利用した特別保育を実施する。 ③保育園や学校等と、地域を結びつける地域コーディネーターを設置する。	2,290	子育て支援情報誌リニューアル	432
				厚生員賃金	658
				地域コーディネーター賃金	1,200
					-
					-
4	就農者・移住者確保事業	①都市圏への積極的な情報発信と、移住相談等の窓口担当職員の賃金。 ②果樹栽培100周年記念事業のうち、県の元気づくり支援金の補助対象外経費。 ③移住体験や新規就農研修者の住宅確保のため、旧国土交通省官舎の土地購入。 ④青年就農給付金の対象とならない新規就農者に住居・土地代を補助する。	76,033	臨時職員賃金	5,403
				100周年フルーツレシピ披露食材費他	550
				SBCラジオ広告他	1,968
				まつかわ大学実行委員会補助金	707
				国交省官舎用地買収	67,200
				新規就農者補助金	205
5	まちの賑わい創設事業	商工会が実施している以下の事業について、補助金を交付する。 ①女性の感性を生かした新たな事業展開を支援するため、各種研修会等への取り組みに対し、補助金を交付する。 ②空き店舗を有効活用したイベント等に対して行う取り組みへの支援。	900	青年・女性対策事業補助金	200
				賑わい支援事業補助金	700
					-
					-
					-
計	5件		87,948	交付限度額:28,146千円	

松川町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案）

松川町福祉医療費給付金条例（平成 20 年松川町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 5 号中「精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害者等級が 1 級の者」の次に「であって出生の日から満 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く者」を加え、「障害者等級」を「障害等級」に改め、同項第 6 号中「精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が 2 級の者」の次に「であって出生の日から満 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く者」を加える。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

松川町福祉医療費給付金条例(平成20年松川町条例第8号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
(支給対象者) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。 (1)～(4) (略) (5) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が2級以上の者、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者のうち<u>障害者等級が1級の者</u>____ ____及び65歳以上国民年金別表該当者で、その者の前年の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が同令第7条に定める額を超えるもの又はその者の配偶者若しくはその者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)でその者の生計を維持するものの前年の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が同令第2条第2項に定める額以上であるもの (6) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が3級の者及び精神障害者	(支給対象者) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。 (1)～(4) (略) (5) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が2級以上の者、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者のうち<u>障害等級</u>が1級の者<u>であって出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く者</u>及び65歳以上国民年金別表該当者で、その者の前年の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が同令第7条に定める額を超えるもの又はその者の配偶者若しくはその者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)でその者の生計を維持するものの前年の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が同令第2条第2項に定める額以上であるもの (6) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が3級の者及び精神障害者

保健福祉手帳交付者のうち障害等級が2級の者_____

で、その者の前年の所得に所得税が課せられているもの又はその者の配偶者若しくはその者の扶養義務者でその者の生計を維持するものの前年の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が同令第2条第2項に定める額以上であるもの

(7)～(9) (略)

保健福祉手帳交付者のうち障害等級が2級の者であって出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く

者で、その者の前年の所得に所得税が課せられているもの又はその者の配偶者若しくはその者の扶養義務者でその者の生計を維持するものの前年の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が同令第2条第2項に定める額以上であるもの

(7)～(9) (略)

松川町保育園設置及び運営に関する条例の 一部改正等について

1.「松川町子どものための教育・保育給付の支給認定及び 利用者負担に関する条例」の制定の説明

- ・子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育サービスの受給と、利用者負担（保育料）について規定する。

認定 第3条

町長は、保護者等が保育サービス等を受けるにあたり、保育の必要性、年齢等により、教育・保育給付の支給資格を認定。

利用者負担 第4条

支給認定を受けた利用者が、施設を利用した場合の利用者負担（保育料）は、町が定める。

利用者負担の徴収 第5条

町長は、利用者負担（保育料）を、保護者から徴収。

2. 「松川町保育園設置及び運営に関する条例」の一部改正の説明

・児童福祉法の改正等により、条例を整合

第6条第2項について

(改正前)

児童福祉法に基づき、保育に欠ける場合に保育を実施することを規程。

(改正後)

子ども・子育て支援法施行規則により、「保育の必要性」が規定された。
「松川町保育の実施に関する条例」を廃止。

第7条について

(改正前)

保育料の徴収根拠は、児童福祉法第56条に規定。

(改正後)

児童福祉法の改正により、「松川町保育園保育料徴収条例」で規定。

新旧対照表：次ページ

3. 「松川町保育の実施に関する条例の廃止」の説明

・児童福祉法の改正による条例の廃止。

(廃止前)

児童福祉法第24条第1項の規定により、当条例で「保育に欠ける」要件を定め、保育を実施。

(廃止後)

子ども・子育て支援法施行規則が規定する、「保育の必要な事由」により、保育の利用を規程。

松川町保育園設置及び運営に関する条例(昭和51年松川町条例第9号)新旧対照表

現行	改正後（案）
第6条 （略） 2 町長は、前項の申込書を受理したときは、<u>松川町保育の実施に関する条例(昭和62年松川町条例第1号)第2条に規定する保育の実施基準</u>により、<u>保育実施</u>の可否を決定するものとする。 第7条 保育園の経費は、<u>児童福祉法第56条</u> <u>による徴収金並びに町費をもってこれにあてる。</u>	第6条 （略） 2 町長は、前項の申込書を受理したときは、 <u>保育の利用基準</u>により、<u>保育の利用</u>の可否を決定するものとする。 第7条 保育園の経費は、<u>松川町保育園保育料徴収条例(昭和43年松川町条例第15号)</u>による徴収金<u>及び</u> 町費をもってこれに<u>充てる。</u>

4. 「松川町保育園保育料徴収条例」の一部改正の説明

(現行)

・ 保育園運営には公的補助があるため、児童福祉法に基づき、保護者からは、費用の一部を、町で定めた利用者負担として徴収。

(新制度)

- ・ 公的補助は、保護者へ給付費を支給する形に変更。
- ・ 保護者は、保育に通常要する費用（＝公定価格）の全額を、
（給付費と、町で定めた利用者負担と合算した額）負担する。

保護者の「実質的な負担」は、町で定めた利用者負担の額

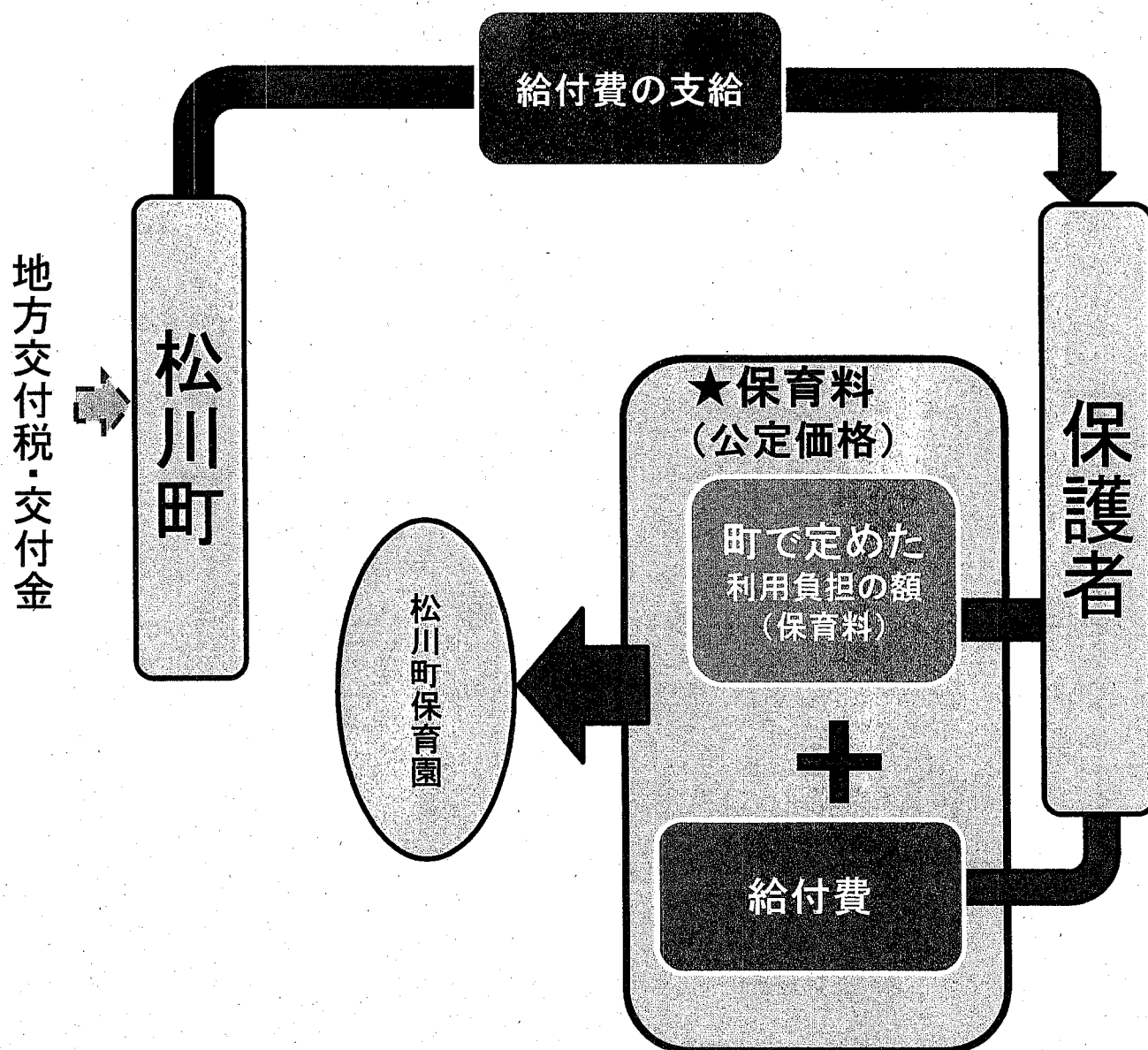
松川町保育園保育料徴収条例(昭和43年松川町条例第15号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（目的） 第1条 この条例は保育園に入園する児童の<u>扶養義務者</u>から徴収する保育料の額及び徴収方法について定めることを目的とする。 （保育料の額） 第2条 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の規定による保育児童徴収金(以下「保育料」という。)</u>の総額は、同法による<u>保育所費用徴収基準(以下「徴収基準」という。)</u>に規定する徴収基準額により算出した額とし、個々に徴収する保育料の額は町長が定める。 第3条 私的契約により入園させた児童の<u>保育園利用料(以下「保育料」という。)</u>の額は、<u>徴収基準に規定する保育単価の額</u>を最低限度額とし町長が定める。 （保育料の減免） 第5条 児童の<u>扶養義務者</u>に災害、疾病等特別の事情が生じた場合においては、町長が特に必要と認める者に対しては保育料を減免することができる。	（目的） 第1条 この条例は保育園に入園する児童の<u>保護者</u>から徴収する保育料の額及び徴収方法について定めることを目的とする。 （保育料） 第2条 <u>保育園に入園している児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第5項又は第6項の規定により町長が入園させた児童を除く。)</u>の保護者は、<u>保育料を納付しなければならない。</u> 2 <u>前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)</u>第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準(以下「徴収基準」という。))により算定した費用の額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)とする。 第3条 私的契約により入園させた児童の<u>保育料</u>の額は、<u>徴収基準により算定した費用の額</u>を最低限度額とし町長が定める。 （保育料の減免） 第5条 児童の<u>保護者</u>に災害、疾病等特別の事情が生じた場合においては、町長が特に必要と認める者に対しては保育料を減免することができる。

ア) 条例が規定する内容

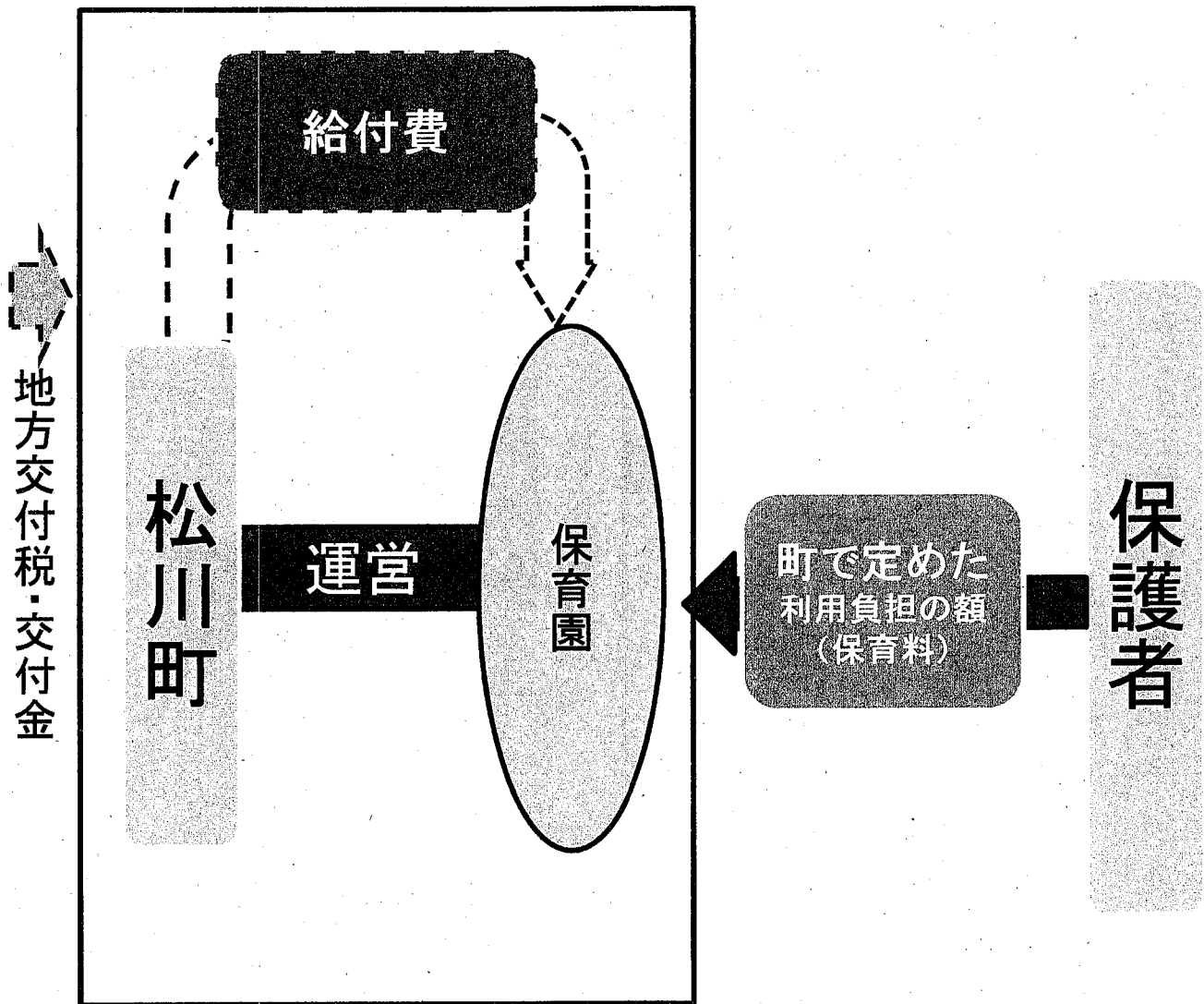
・ 保育園を利用する保護者は、保育料＝国が公示する「公定価格」を負担する。

一方で、保護者には、保育料から、町で定めた利用負担を差し引いた「給付金」が給付されるので、保護者の実質負担は、町で定める利用者負担の額。



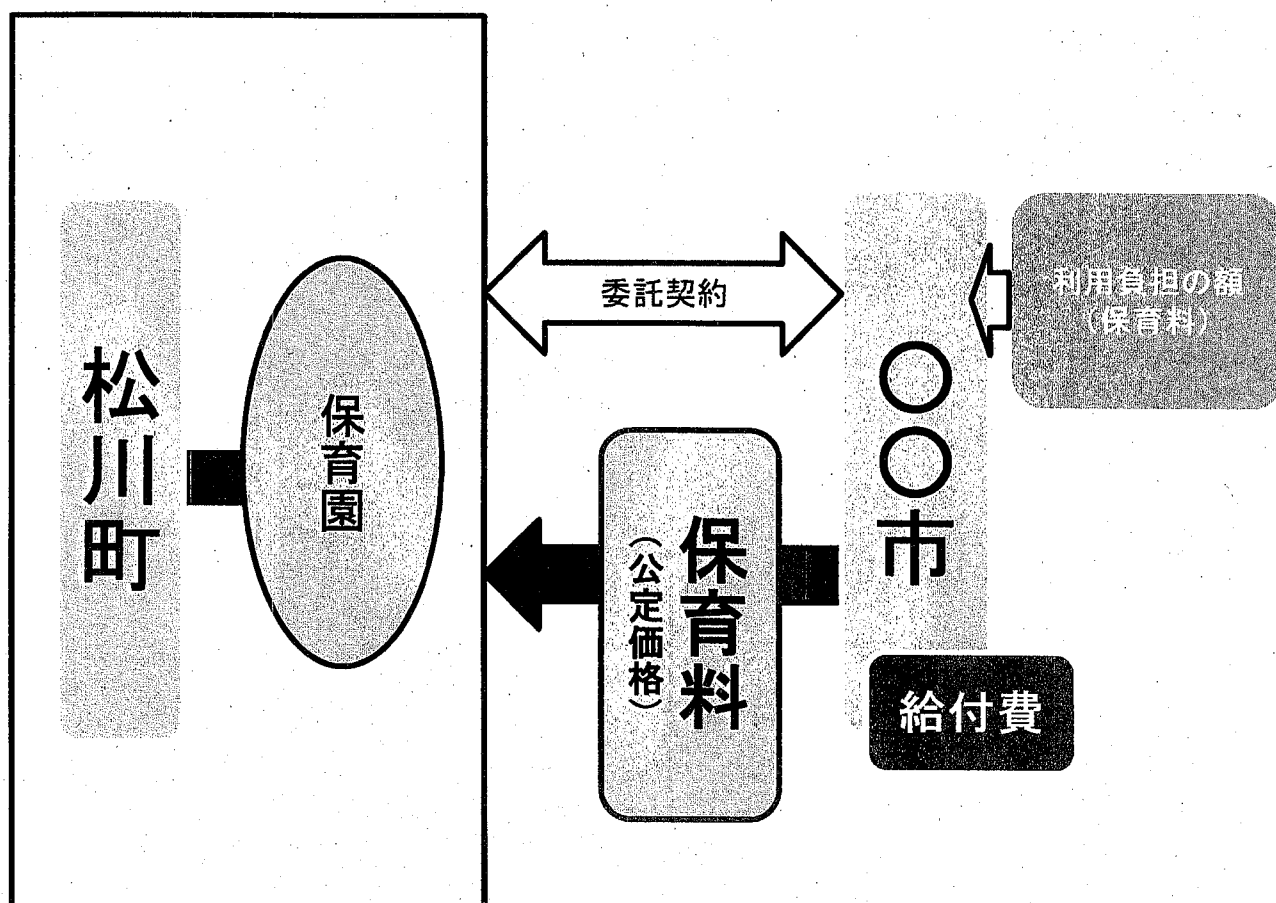
イ)実際の流れ

- ・保護者の手続きに手間が掛かる。
 - ・給付費が確実に支払われる必要がある。
- 「法定代理受領」の仕組みを採る**



- ・本来は保護者に支払うべき給付費を、町が保護者に代わって受領(法定代理受領)します。
- ・保護者は、町が定めた利用者負担(保育料)を町に支払います。

ウ)参考:松川町保育園が、他市町村の児童を受託保育



- ・町は、〇〇市の児童の保育を、〇〇市から受託。
- ・保育料(公定価格)は、〇〇市が町へ支払う。
受託保育の形は変わらない。

平成 27 年 3 月全員協議会資料

住民税務課・産業観光課

町が所有する保安林の地積図の誤りと譲与について

1. 関係する土地

上片桐（町谷地籍）

地番	地目	地籍	所有者	備 考
1732 番 2	山林	2,782 m ²	藪原進	S 58.12.2 国土調査による成果 S 63.9.19 1732・2 -16 に分筆
1732 番 1	山林	7,000 m ²	藪原進	国土調査不能地（S 58 年調査）
1733 番	山林	1983 m ²	藪原進	国土調査不能地（S 58 年調査）
5080 番	山林	5102 m ²	松川町	S 61.5.26 国土調査による成果
5081 番 6	保安林	25159 m ²	松川町	S 61.5.26 国土調査による成果 H 12.2.29 5081・1 から分筆 H 13.7.31 保安林に変更

2. 地積図誤り発覚の経過と原因

平成 25 年 3 月 藪原進氏（松川町上片桐 1715 番地）より自分が所有する山林が、町有林となっているが誤りではないかとの問い合わせ。

平成 25 年 4 月 現地調査 藪原氏の主張する境界を確認。

平成 26 年 3 月 調査結果

- ① S 58 年国土調査の際、不能地とした山林 1732 番 1・1733 番を S 61 年の国土調査の際に町の土地として 5080 番 5081 番 6 に入れ込んだことによる誤り。
- ② 国土調査前の土地については、藪原氏の主張する境界とほぼ一致する。
- ③ 国土調査の誤りとして地図訂正を行いたい、5081 番 6 について、国土調査後に分筆及び保安林への地目変更を行っており、国土調査の成果として訂正できない。

平成 26 年 6 月 議会全員協議会で「国土調査の誤りとして地図訂正することが現実的には不可能のため町の所有する山林【5080】及び保安林【5081 番 6】を分筆して藪原氏に譲与する形式で処理する」旨説明。

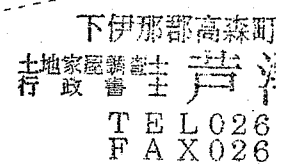
3. 面積の確定

土地の所在地等

上片桐 5080 番 2 山林 2,482 m²上片桐 5081 番 7 保安林 4,972 m²

合計	7,454 m ²
----	----------------------

SCALE=1/1000



「松川町農業経営に関するアンケート」集計結果(概要)

平成 27 年 3 月 5 日 松川町産業観光課

1. アンケート調査の目的

松川町では、当町における遊休農地対策、園地継承、担い手確保等の課題に対し、必要となる農業政策を検討するため、農業経営の現状や、今後の営農意向について、農業経営者の皆様のお声をお聞きするためにアンケートを実施いたしました。

2. アンケートの実施期間

平成 26 年 12 月中旬～平成 27 年 1 月 23 日

3. アンケートの実施方法・回収状況

経営面積 1000 m²以上の農業経営を行っている町内在住の経営者 1,487 人に郵便により配布し、回収しました。

送付数	回収数	回収率
1,487	745	50%

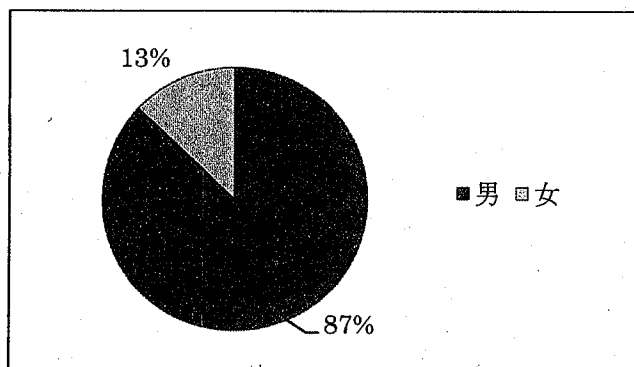
4. 集計結果

I 農業経営の状況

問 1. 経営主ご自身について(該当するものに○を記入)

有効回答:741 件

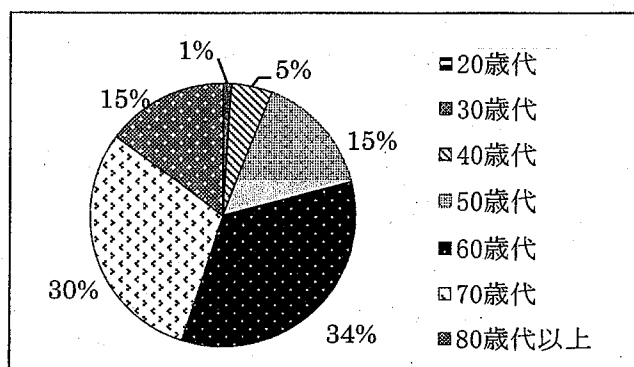
有効回答:739 件



グラフ1 記入者の男女別区分

性別	回答数(割合%)
男	647(87)
女	94(13)

表1 記入者の男女別区分



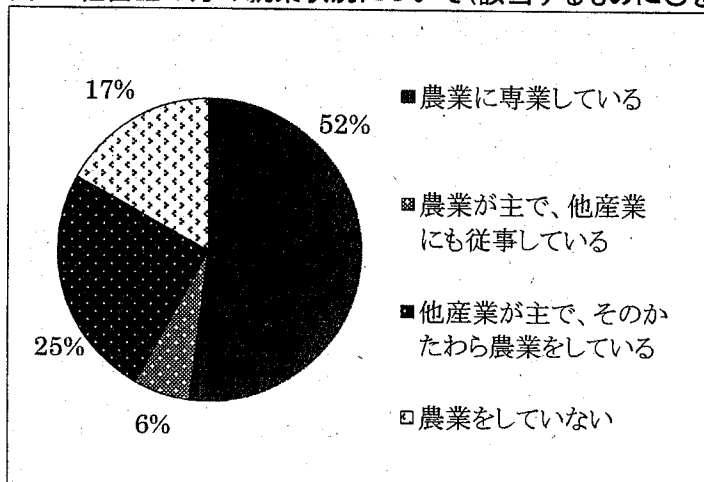
グラフ2 記入者の年齢別区分

年齢	回答数(割合%)
1. 20 歳代	0(0)
2. 30 歳代	7(1)
3. 40 歳代	36(5)
4. 50 歳代	114(15)
5. 60 歳代	249(34)
6. 70 歳代	221(30)
7. 80 歳代以上	112(15)

表2 記入者の年齢別区分

問 2. 経営主の方の就業状況について(該当するものに○を記入)

有効回答:725 件



グラフ 3 経営主の就業状況

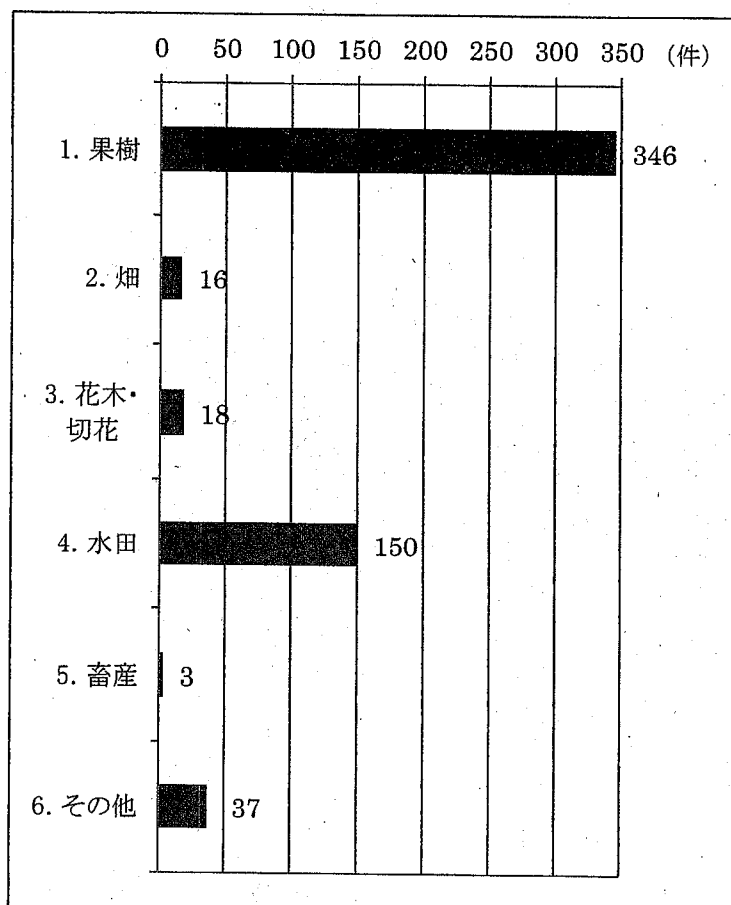
項目	回答数(割合%)
1. 農業に専業している	375(52)
2. 農業が主で、他産業にも従事している	41(6)
3. 他産業が主で、そのかわり農業をしている	184(25)
4. 農業をしていない	125(17)

表 3 経営主の就業状況

問 3. 経営形態と作付け状況について(該当する営農類型の欄へ面積を a 単位で記入)

①営農形態(主なもの)

有効回答:570 件



グラフ 4 営農形態

営農類型	回答数
1-1. 梨が主+その他	74
1-2. りんごが主+その他	218
1-3. 桃が主+その他	11
1-4. ぶどうが主+その他	5
1-5. さくらんぼが主+その他	3
1-6. 干柿が主+その他	35
1-7. いちごが主+その他	0
2-1. きゅうりが主+その他	5
2-2. ピーマンが主+その他	2
2-3. アスパラが主+その他	7
2-4. トマトが主+その他	2
3-1. 花木が主+その他	8
3-2. 切花が主+その他	10
4. 水稻が主+その他	150
5-1. 酪農	1
5-2. 肉専用種肥育	2
6. その他	37

表 4 営農形態

②経営農地の面積

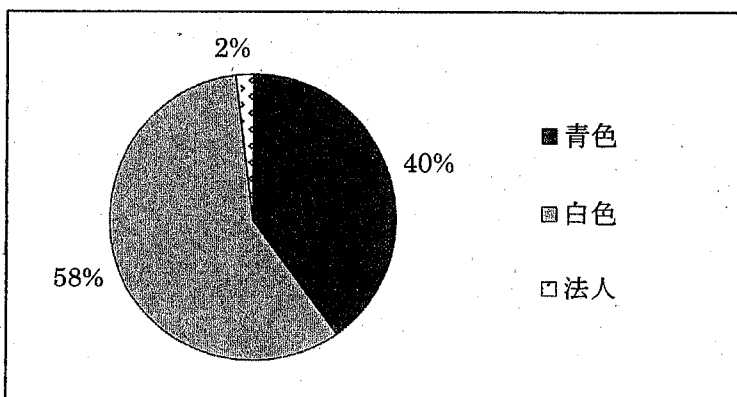
有効回答:548(130)件

作目	面積(a)	内、借地面積(a)
果樹	26,856.12	2,430.50
畑	1,028.80	171.00
花木・切花	847.00	162.00
水田	8,214.95	1,722.82
畜産	442.00	7.00
その他	1,867.70	720.00
合計	39,256.57	5,213.32

表 5 経営農地の面積

問 4. 納税申告方式はどれに当たりますか？(該当するものに○を記入)

有効回答:572 件



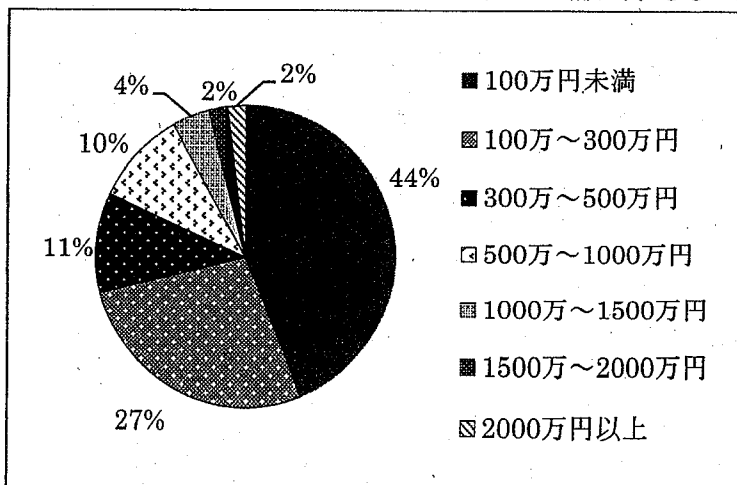
グラフ 5 納税申告方式

項目	回答数(割合%)
1. 青色	231(40)
2. 白色	331(58)
3. 法人	10(2)

表 6 納税申告方式

問 5. 年間農産物販売額はどれくらいですか？(該当するものに○を記入)

有効回答:562 件



グラフ 6 年間農産物販売額

項目	回答数(割合%)
1. 100 万円未満	250(44)
2. 100 万～300 万円	150(27)
3. 300 万～500 万円	64(11)
4. 500 万～1000 万円	56(10)
5. 1000 万～1500 万円	23(4)
6. 1500 万～2000 万円	9(2)
7. 2000 万円以上	10(2)

表 7 年間農産物販売額

問 6. 販売金額上位の作物について(上位 3 つまで選択し、大きい順に番号を記入 ※1 位=3 ポイント、2 位=2 ポイント、3 位=1 ポイントとして集計 また、○は全て 1 ポイントとして集計) 有効回答:550 件

順位	作目	ポイント数	順位	作目	ポイント数
1 位	りんご(晩生種)	701	6 位	りんご(中生種)	105
2 位	水稻	452	7 位	梅	98
3 位	赤梨	263	8 位	切花	91
3 位	柿(干柿)	263	9 位	洋ナシ	81
5 位	二十世紀	174	10 位	りんご(早生種)	72

表 8 販売金額上位の作物

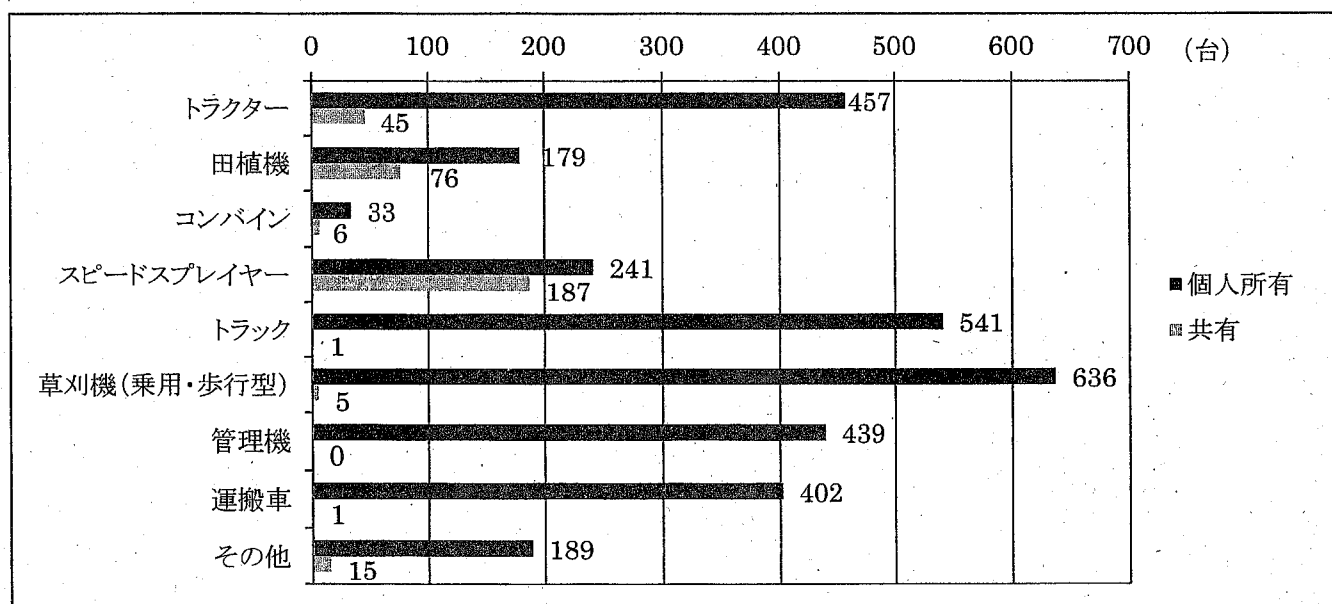
問 7. 販売金額上位の販売先・方法について(上位 3 つまで選択し、大きい順に番号を記入 ※1 位=3 ポイント、2 位=2 ポイント、3 位=1 ポイントとして集計 また、○は全て 1 ポイントとして集計) 有効回答:528 件

順位	販売先・方法	ポイント数
1 位	個人販売	902
2 位	共同選果場	785
3 位	その他(直売所等への出荷等)	220
4 位	観光農園	136
5 位	加工品	83
6 位	インターネット	16

表 9 販売金額上位の販売先・方法

問 8. 現在所有している農機具について(該当する欄へ台数を記入)

有効回答:640 件



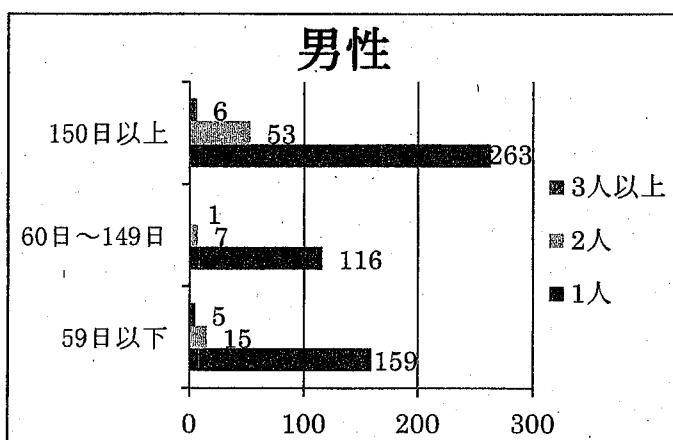
グラフ 7 農機具所有状況

農機具名	所有状況	回答数	農機具名	所有状況	回答数
トラクター	個人所有	457	草刈機 (乗用・歩行型)	個人所有	636
	共有	45		共有	5
田植機	個人所有	179	管理機	個人所有	439
	共有	76		共有	0
コンバイン	個人所有	33	運搬車	個人所有	402
	共有	6		共有	1
スピードスプレイ ヤー	個人所有	241	その他	個人所有	189
	共有	187		共有	15
トラック	個人所有	541	その他(主なもの):高所作業車、電動リフト、 ハーベスター、バックホー、バインダー等		
	共有	1			

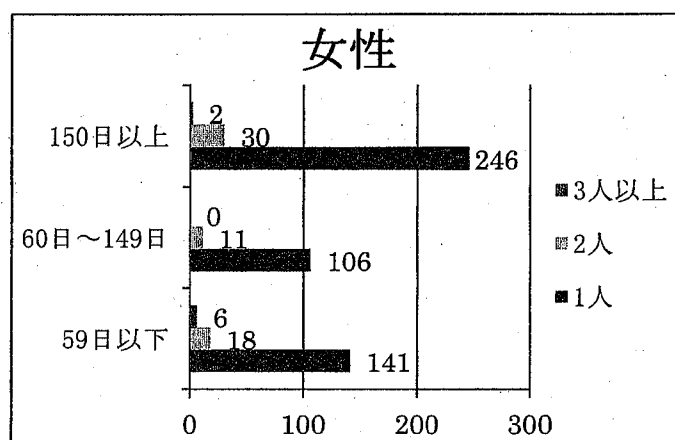
表 10 農機具所有状況

問9. 年間従事している家族の労働日数について(該当するものに○を記入)

有効回答:599件



グラフ 8 家族の労働日数(男性)



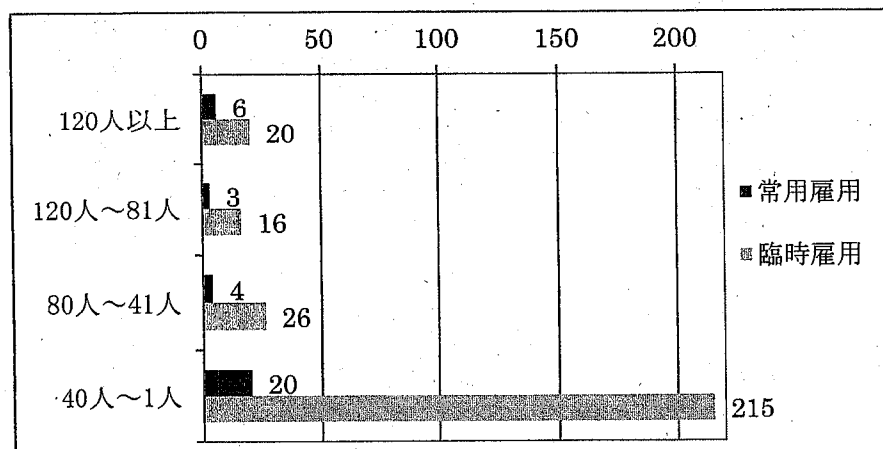
グラフ 9 家族の労働日数(女性)

項目			回答数	項目			回答数
男性	150 日以上	3 人以上	6	女性	150 日以上	3 人以上	2
		2 人	53			2 人	30
		1 人	263			1 人	246
	60 日～149 日	3 人以上	1		60 日～149 日	3 人以上	0
		2 人	7			2 人	11
		1 人	116			1 人	106
	59 日以下	3 人以上	5		59 日以下	3 人以上	6
		2 人	15			2 人	18
		1 人	159			1 人	141

表 11 年間従事している家族の労働日数

問 10. 年間延べ雇用者数について

① 常用者雇用及び臨時雇用者の年間延べ人数は何人ですか？(該当するものに○を記入)有効回答:292 件

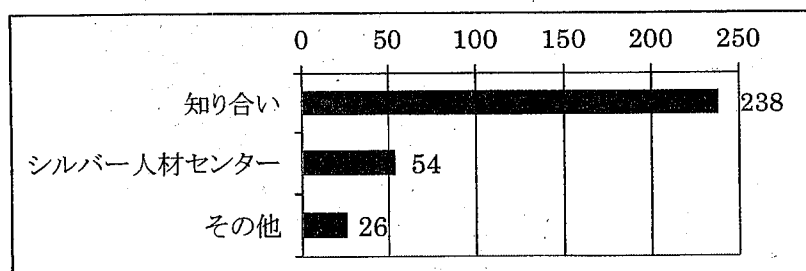


グラフ 10 年間延べ雇用者数

項目		回答数
常用雇用	120人以上	6
	120人～81人	3
	80人～41人	4
	40人～1人	20
臨時雇用	120人以上	20
	120人～81人	16
	80人～41人	26
	40人～1人	215

表 12 年間延べ雇用者数

② 臨時雇用者がいる場合、どのように確保していますか？(該当するものに○を記入) 有効回答:273 件



グラフ 11 臨時雇用者の確保方法

項目	回答数
1. 知り合い	238
2. シルバー人材センター	54
3. その他	26

表 13 臨時雇用者の確保方法

問 11. 農作業を委託している作目がありましたらご記入ください。(該当する作目へおよその面積を a で記入)

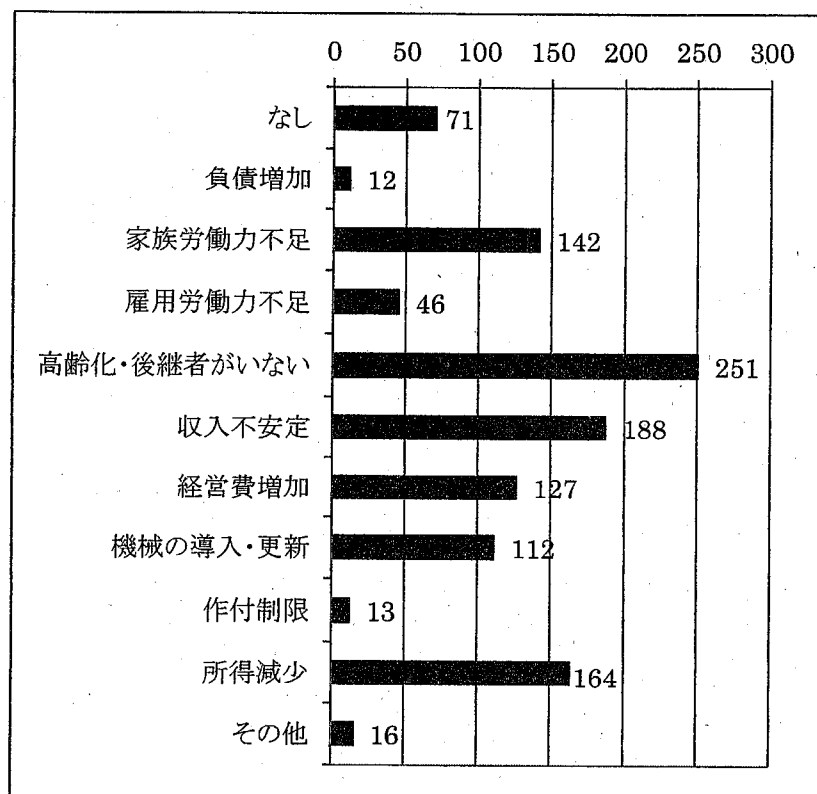
有効回答:186 件

部門 (作目)	作業	面積(a)		部門 (作目)	作業	面積(a)	
		全部	一部			全部	一部
水稻	全部	576.5		野菜	収穫	7.0	0
	刈取	2,510.0	502.0		草刈等管理	5.0	0
	乾燥	2,459.0	431.0		出荷作業	3.8	0
	調節	2,004.0	292.0	畑作	刈取	30.0	0
	防除	77.0	20.0		全部	23.9	
	苗運び	87.2	20.0	果樹	防除	38.5	0
	田植え	135.0	0		草刈等管理	3.5	0
野菜	全部	25.0			剪定	38.5	0
	植え付け	7.0	0		その他	7.0	0
合計						8,037.9	1,265.0

表 14 農作業委託状況

問 12. 現在経営上の課題がありますか？（該当する項目を3つまで選び○を記入）

有効回答:552 件



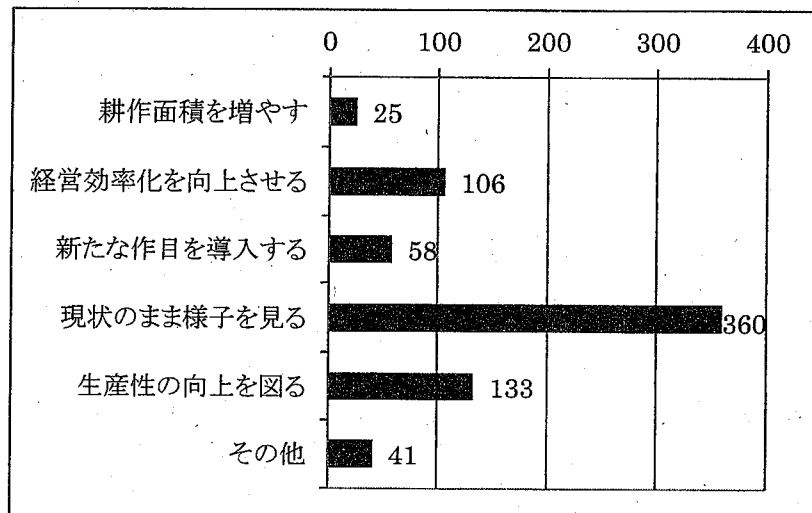
グラフ 12 経営上の課題

項目	回答数
1. なし	71
2. 負債増加	12
3. 家族労働力不足	142
4. 雇用労働力不足	46
5. 高齢化・後継者がいない	251
6. 収入不安定	188
7. 経営費増加	127
8. 機械の導入・更新	112
9. 作付制限	13
10. 所得減少	164
11. その他	16

表 15 経営上の課題

問 13. 経営安定化を図るため、今後どのような対応が必要であると考えていますか？（該当する項目を2つまで選び○を記入）

有効回答:533 件



グラフ 13 経営安定化に必要な対応

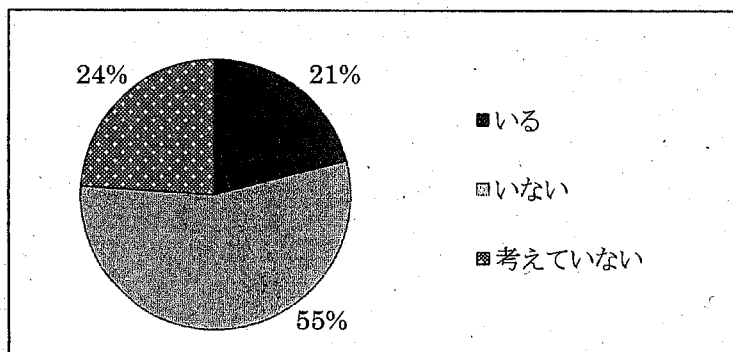
項目	回答数
1. 耕作面積を増やす	25
2. 経営効率化を向上させる	106
3. 新たな作目を導入する	58
4. 現状のまま様子を見る	360
5. 生産性の向上を図る	133
6. その他	41

表 16 経営安定化に必要な対応

Ⅱ 今後の営農意向について

問 14. 将来、農業の後継者はいますか？（該当するものに○を記入）

有効回答:671 件



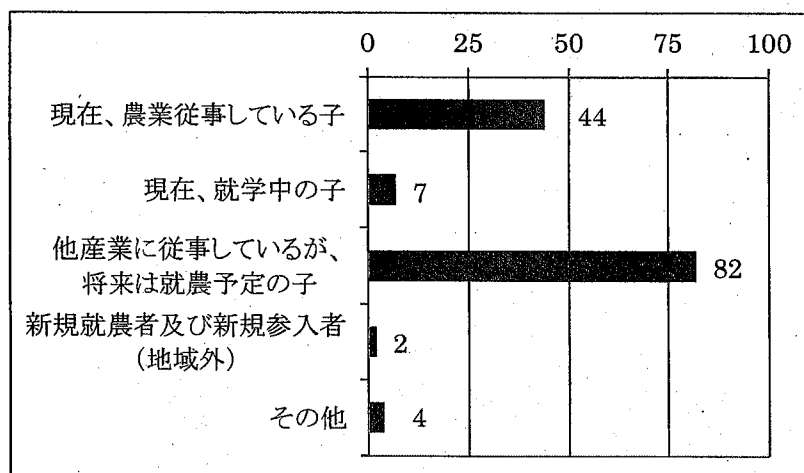
グラフ 14 後継者の有無

項目	回答数(割合)
1. いる	141(21)
2. いない	371(55)
3. まだ考えていない	159(24)

表 17 後継者の有無

問 15. 問 14 で「1. いる」とお答えいただいた方にお聞きます。どなたを後継者として考えていますか？（該当するものに○を記入）

有効回答:139 件



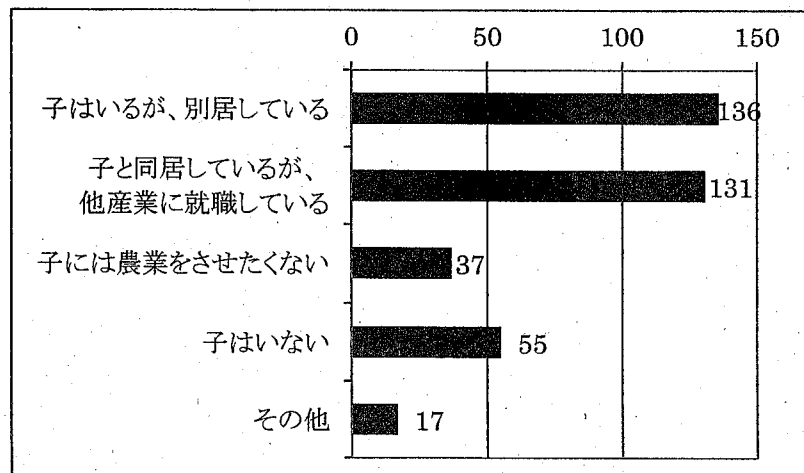
グラフ 15 後継者の現況

項目	回答数
1. 現在、農業従事している子	44
2. 現在、就学中の子	7
3. 他産業に従事しているが、将来は就農予定の子	82
4. 新規就農者及び新規参入者（地域外）	2
5. その他	4

表 18 後継者の現況

問 16. 問 14 で「2. いない」とお答えいただいた方にお聞きます。いない理由を教えてください。（該当するものに○を記入）

有効回答:361 件



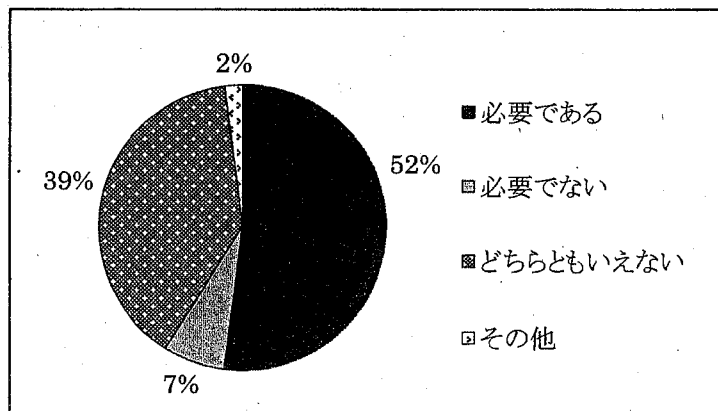
グラフ 16 後継者のいない理由

項目	回答数
1. 子はいるが、別居している	136
2. 子と同居しているが、他産業に就職している	131
3. 子には農業をさせたくない	37
4. 子はいない	55
5. その他	17

表 19 後継者のいない理由

問 17. 新規就農者及び新規参入者(農外や新規の法人等)の地域内への参入についてどのように考えていますか？(該当するものに○を記入)

有効回答:524 件



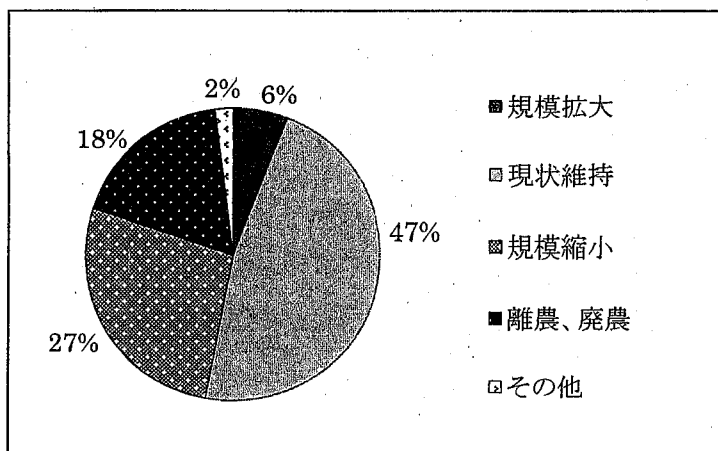
グラフ 17 新規就農・参入者について

項目	回答数(割合)
1. 必要である	270(52)
2. 必要でない	39(7)
3. どちらともいえない	203(39)
4. その他	12(2)

表 20 新規就農・参入者について

問 18. 今後(将来)の農業経営をどのように考えていますか？(該当するものに○を記入)

有効回答:636 件



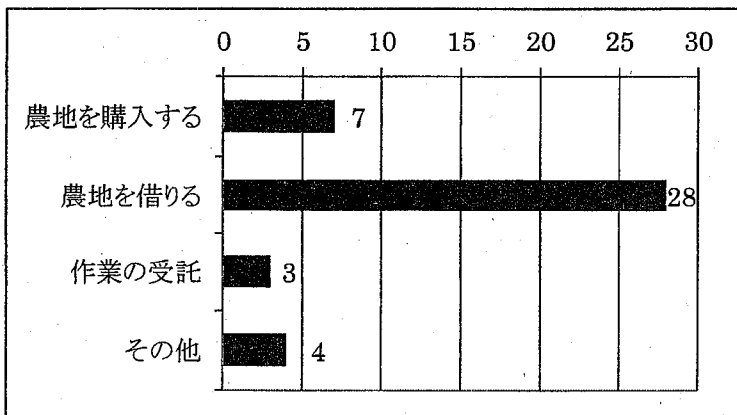
グラフ 18 今後(将来)の農業経営

項目	回答数(割合)
1. 規模拡大	36(6)
2. 現状維持	296(47)
3. 規模縮小	171(27)
4. 離農、廃農	117(18)
5. その他	16(2)

表 21 今後(将来)の農業経営

問 19. 問 18 で「1. 規模拡大」とお答えいただいた方にお聞きます。どのような方法で規模を拡大しますか？(該当するものに○を記入)

有効回答:34 件



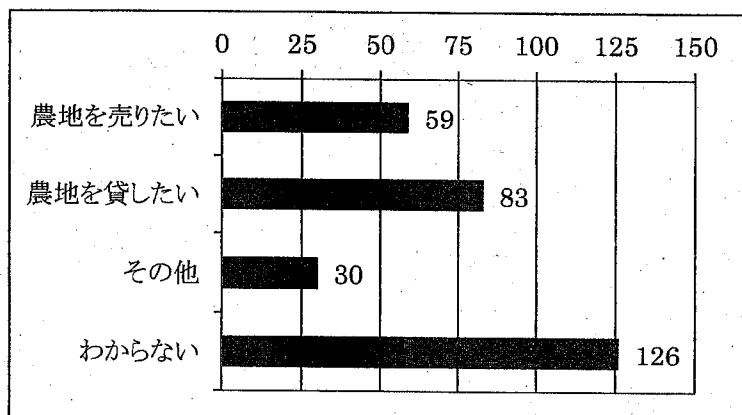
グラフ 19 経営拡大の方法

項目	回答数
1. 農地を購入する	7
2. 農地を借りる	28
3. 作業の受託	3
4. その他	4

表 22 経営拡大の方法

問 20. 問 18 で「3. 規模縮小」「4. 離農、廃農」とお答えいただいた方にお聞きます。農地をどうされますか？
 (該当するものに○を記入)

有効回答:267 件

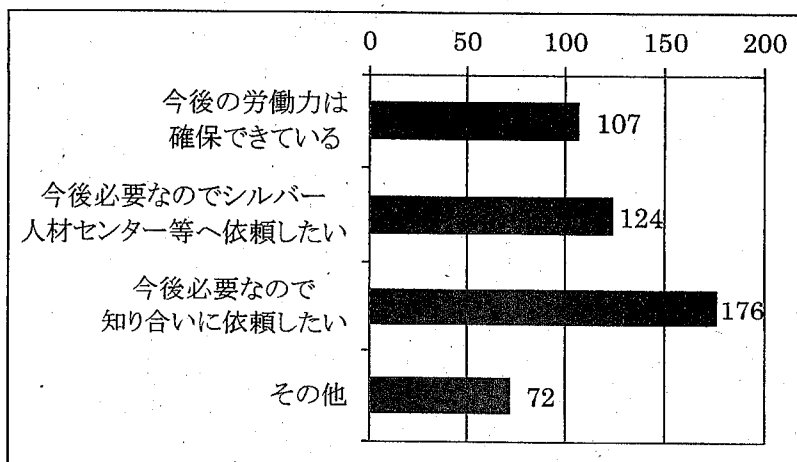


グラフ 20 農地について

項目	回答数
1. 農地を売りたい	59
2. 農地を貸したい	83
3. その他	30
4. わからない	126

表 23 農地について

問 21. 今後の労働力確保対策についてどのようにお考えですか？(該当するものに○を記入)有効回答:451 件



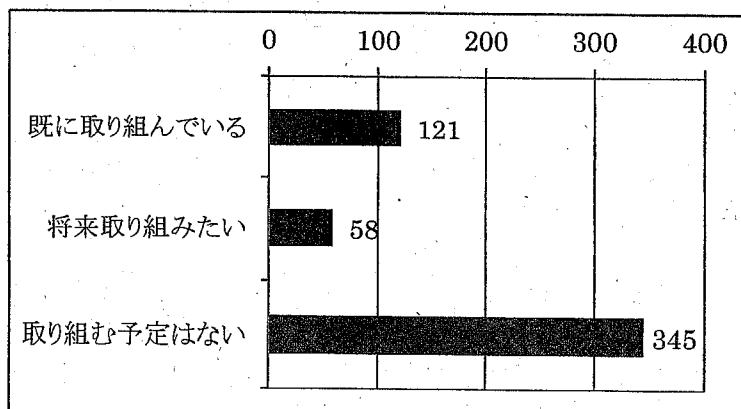
グラフ 21 今後の労働力確保対策

項目	回答数
1. 今後の労働力は確保できている	107
2. 今後必要なのでシルバー人材センター等へ依頼したい	124
3. 今後必要なので知り合いに依頼したい	176
4. その他	72

表 24 今後の労働力確保対策

問 22. 農産物の加工販売の取組についてどのようにお考えですか？(該当するものに○を記入)

有効回答:507 件



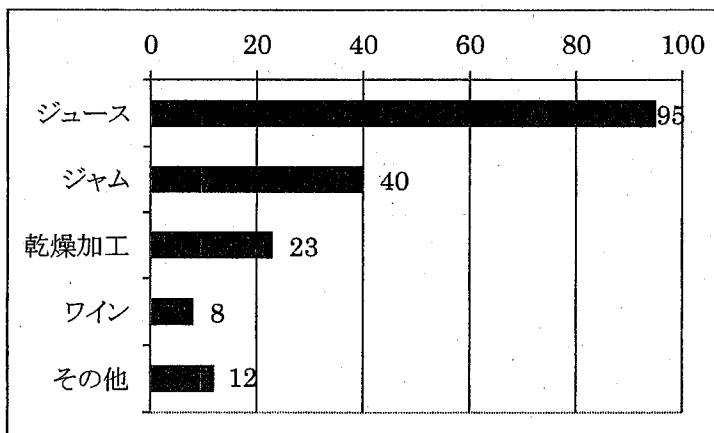
グラフ 22 農産物加工販売への取組意向

項目	回答数
1. 既に取り組んでいる	121
2. 将来取り組みたい	58
3. 取り組む予定はない	345

表 25 農産物加工販売への取組意向

問 23. 問 22 で「1. 既に取り組んでいる」とお答えいただいた方にお聞きます。

①どのような農産物の加工販売に取り組んでいますか？（該当するものすべてに○を記入） 有効回答:120 件



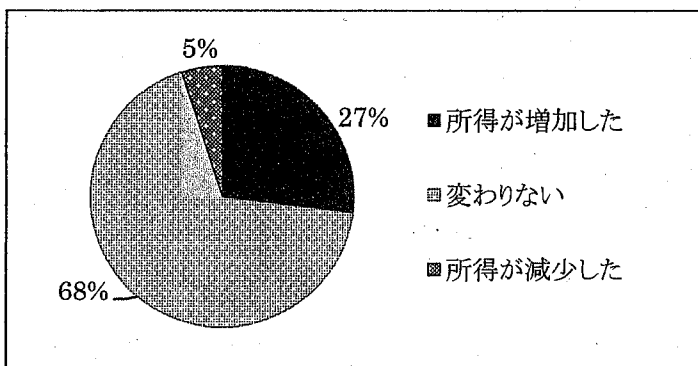
グラフ 23 農産物加工販売に取り組んでいる品目

項目	回答数
1. ジュース	95
2. ジャム	40
3. 乾燥加工	23
4. ワイン	8
5. その他	12

表 26 農産物加工販売に取り組んでいる品目

②農産物加工販売に取り組んで、農業所得にどのような変化がありましたか？（該当するものに○を記入）

有効回答:116 件



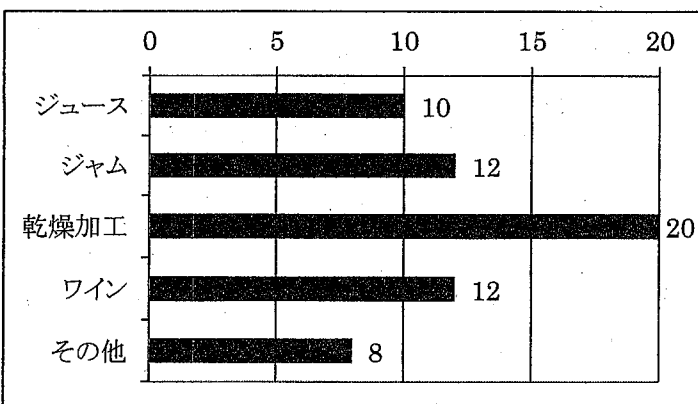
グラフ 24 農産物加工販売での農業所得の変化

項目	回答数(割合)
1. 所得が増加した	31(27)
2. あまり変わらない	79(68)
3. 所得が減少した	6(5)

表 27 農産物加工販売での農業所得の変化

問 24. 問 22 で「2. 将来取り組みたい」とお答えいただいた方にお聞きます。どのような農産物の加工販売に取り組んでみたいですか？（該当するものに○を記入※複数回答可）

有効回答:47 件



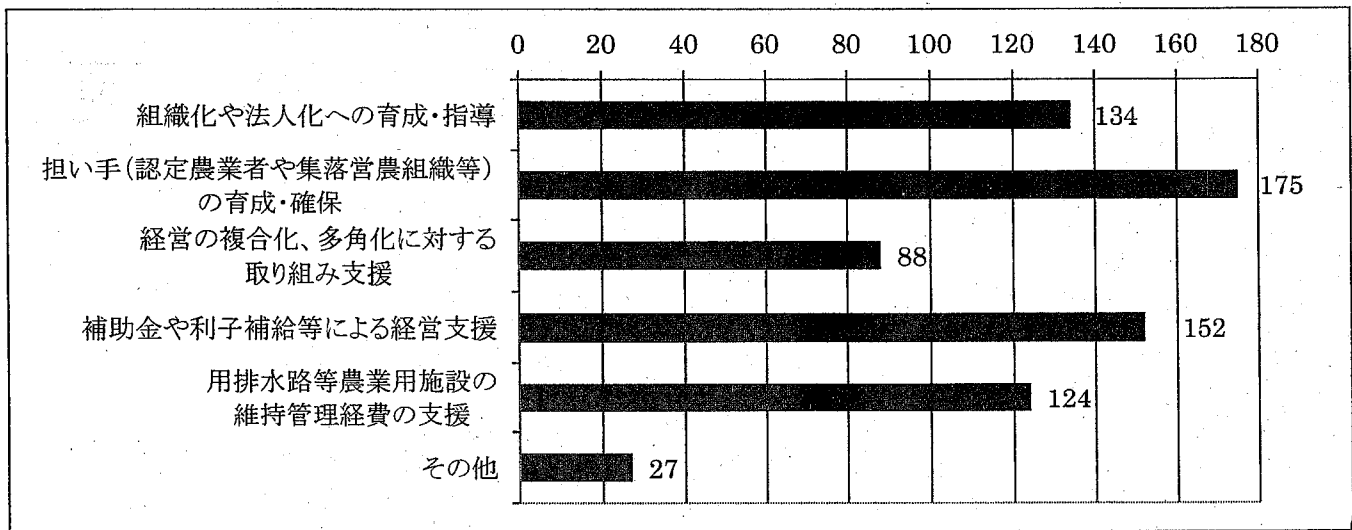
グラフ 25 加工販売取組予定者の希望品目

項目	回答数
1. ジュース	10
2. ジャム	12
3. 乾燥加工	20
4. ワイン	12
5. その他	8

表 28 加工販売取組予定者の希望品目

問 25. 農業の維持・発展を図るために、行政の支援はどのようなものが必要であると考えますか？（該当するものを2つまで選び○を記入）

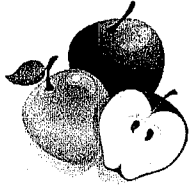
有効回答:434 件



グラフ 26 今後望まれる行政の支援事項

項目	回答数
1. 組織化や法人化への育成・指導	134
2. 担い手(認定農業者や集落営農組織等)の育成・指導	175
3. 経営の複合化、多角化に対する取り組み支援	88
4. 補助金や利子補給等による経営支援	152
5. 用排水路等農業用施設の維持管理経費の支援	124
6. その他	27

表 29 今後望まれる行政の支援事項



おいしい笑顔が実る町 くだもの 100 年松川町

松川町果樹栽培 100 周年記念事業準備委員会

今年は大正 4 年に始まった果樹栽培から、ちょうど 100 年が経過する年です。「くだものの広がり」と「人とのつながり」を求めて、果樹栽培の歴史を振り返り、次の時代への架け橋となる起点の年としていきます。

<100 周年記念事業の目的>

- ① 先人の業績を認識し、感謝の契機とする。
- ② 100 周年を町全体で盛り上げ、くだものの里まつかわであることの一体感を醸成する契機とする。
- ③ 一年を通じたイベントにより、対外的な PR を強化し、集客力・ブランド力を高める契機とする。
- ④ これまで培われてきた栽培技術やブランド力を継承するとともに、新たな発想で発展創造させる契機とする。

<事業内容>

昨年は、100 周年のロゴ、のぼりを作成し、100 周年のイベントを盛り上げようと進めてきました。100 周年のロゴはこちら。→
農産物や包装紙・食品加工のパッケージなどに利用いただけます。



<これからの計画>

- ・フルーツレシピ大募集。3 月 20 日まで。
- ・広報誌では 100 年の歴史を、1 年にわたりお伝えしていきます。
- ・歴史の中で撮影されてきた写真や映像を使った記念映像を作成します。
- ・町内の恒例イベント、今年は 100 周年記念で全体を盛り上げます。
(桜祭り、つつじ祭り、祇園祭、収穫祭など)
- ・首都圏、中京方面への観光 PR。
- ・100 年の歴史展示会（資料館では 100 年の歴史特別展示会を予定）
- ・8 月 3 日(月) くだものフォーラム（仮称）の開催。
くだものの新しい楽しみ方を提案する
パネルディスカッションとフルーツパーティー。
- ・10 月 6 日(火) 日記念式典の開催。町長表彰や記念講演会。

果樹栽培 100 周年記念 イベントキャンペーンスケジュール (案)

27.3.9

- ・会場内で 100 年ブースを設置。 ・イベントごとアンケート実施。
- ・アンケート先着 100 名にオリジナルグッズまたは旬のくだものプレゼント。
- ・4 月～6 月。7 月～8 月。9 月～12 月で、抽選会。旬のフルーツプレゼント。

開催日時	イベント名	会場
4 月 4 日 or 11 日 (土)	片桐松川桜祭り	片桐松川沿い桜並木。
5 月 3 日 (日)	台城つつじ祭り	元大島台城公園
5 月 2 日～6 日 GW	林檎の花とワイン 100 年目の香り	みらい及び清流苑出発 案内人と廻る花散策
6 月 13 日 (土)	奇跡のりんご講演会 木村秋則氏	中央公民館 (松川大学)
7 月 4 日 (土)	フェスタ祇園	上片桐改善センター
7 月 11 日 (土)	JA 納涼祭	A コープリカ松川駐車場
7 月 18 日 (土)	あらい祇園祭り	元大島新井商店街 歩行者天国
8 月 3 日 (月)	くだものフォーラム (仮称) パネリスト&セッション&フルーツパーティー	松川町町民体育館 トレーニングルーム
7/29 [水]	清流苑まつり	信州まつかわ温泉清流苑
9 月 19 日～23 日 SW	100 年目の実りとアップルワインの新風	みらい及び清流苑出発 案内人と廻る散策
9 月 22 日・23 日 (火・水)	町いち村いち	東京都
9 月 26 日 (土)	ヒルズマルシェ in くだもの里まつかわ	東京都赤坂 1 丁目アークヒルズ
10 月 3 日 (土)	刈谷ハロウィン in くだもの里まつかわ	愛知県 刈谷ハロウィンアスファーム
10 月 4 日 (日)	第 1 回南信州くだもの里ハーフマラソン	町内全域
10 月 6 日 (火)	100 周年記念式典 町長表彰・記念講演会 (武田徹氏) 文化祭	松川町町民体育館 トレーニングルーム
10 月 25 日 (日)	べっかん楽市 with ハロウィンパーティー	新井商店街本町通り & 町民体育館
11 月 14 日・15 日 (土・日)	JA 収穫祭	A コープリカ松川駐車場
11 月 21～23 (土～日)	松川そば祭り	交流センターみらい
11 月 29 日 (日)	銀座NAGANO in くだもの里まつかわ	東京都中央区銀座
12 月 6 日 (日)	ふじまつり	

※ 上記日程はあくまでも予定です。開催日は変動する場合があります。

果樹栽培100周年スケジュール

準備委員会
・運営委員会

26. 5. 23 第1回準備委員会
26. 7. 1 第2回準備委員会
26. 7. 25 第3回準備委員会
26. 8. 19～各部会検討会
(DVD・イベント・記念式典・フォーラム・特産品)
26. 10. 7 第4回準備委員会

26. 12. 25 第5回準備委員会 (スケジュール・予算案)
27. 1. 各部会検討会
27. 1. 30 第6回準備委員会 (部会からの報告・検討)
27. 3. 25 第7回準備委員会 (事業計画報告)

27.5 第1回実行委員会
27.6 第2回実行委員会 (フォーラム準備)
27.9 第3回運営委員会 (式典準備)
27.12 第4回運営委員会
28.3 第5回運営委員会 (反省会)

[illegible]

Highway Express

長野県
松川町

くだものの里

果樹栽培
百年樹

まつかわ町

松本200
な 701

FOREST ADVENTURE
MATSUKAWA

信州まつかわ温泉 清流苑

90↑ 90↓ 90
 2070
 310
 215

地域おこし協力隊 経過報告

平成 27 年 3 月 産業観光課

H.26.10

地域おこし協力隊募集開始

H26.12.2

募集セミナー開催(東京ふるさと回帰支援センター)
松川町の紹介・DVD 上映・募集内容確認・移住者体験談・懇親会
参加者 12 名

H26.12.13～14

現地見学会
住むのに必要な場所の案内、農業体験、農家民泊、移住者との交流会、
町内観光施設案内 参加者 1 名

H27.1.18

JOIN移住・交流&地域おこしフェア
地域おこし協力隊ブース 相談者 14 名
地域おこし協力隊セミナー 参加者約 20 名(移住・交流ブース 相談者 10 名)

H27.1.31～2.1

現地見学会 参加者 1 名

H27.2.2

地域おこし協力隊応募締切 応募者 3 名

H27.2.15

採用試験(面接・プレゼンテーション) 1 名(①採用 1 名)

H27.2.25

募集セミナー開催(東京ふるさと回帰支援センター) 参加者 2 名

H27.3

地域おこし協力隊 随時募集へ変更[随時現地見学会開催、応募受付]

H27.3.5

応募者 1 名[※体験・採用試験日程を検討中]

H27.3.26

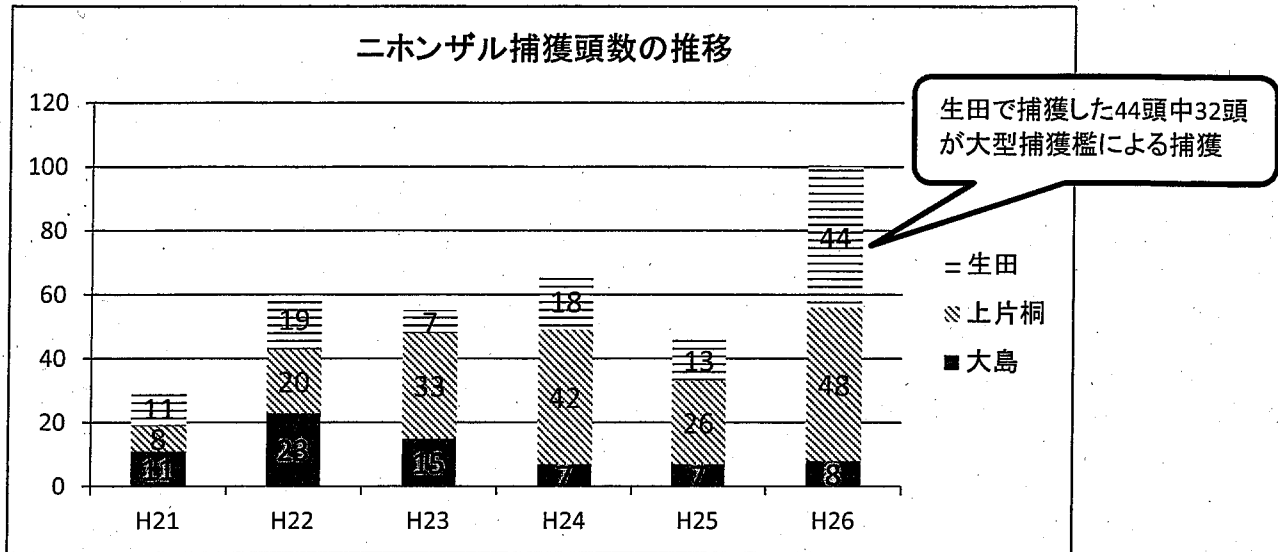
募集セミナー開催予定(大阪ふるさと情報センター)

H27.4.1

①東京都出身 八代 寛司(やしろ かんじ)23 歳 採用(観光部門)

ニホンザルの捕獲状況について

1. ニホンザル捕獲頭数の推移



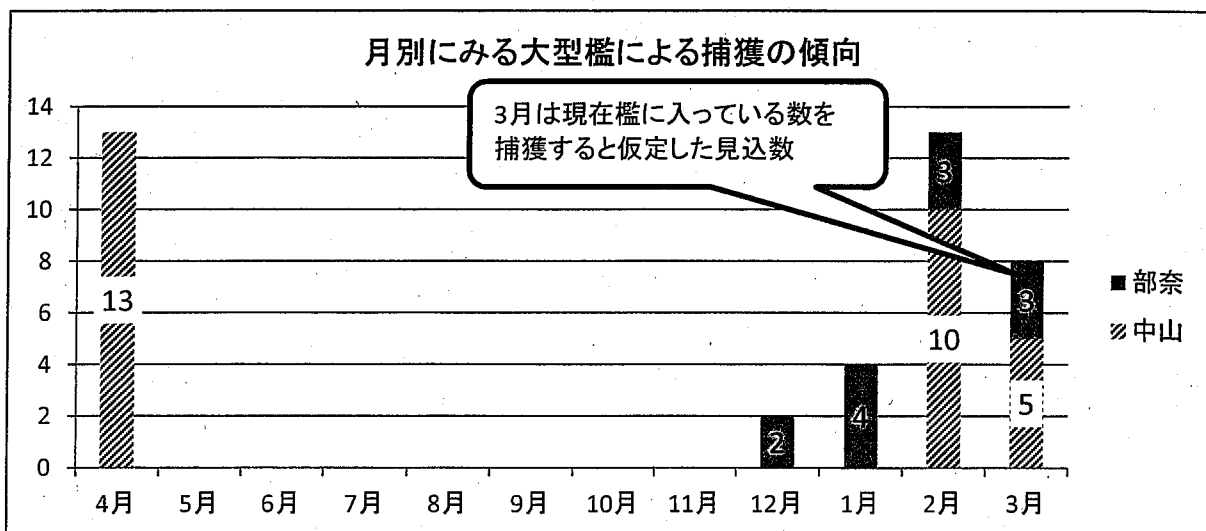
- 過去6年間で捕獲頭数が最大(昨年度に比べ2倍以上)
- 生田地区では大型檻による捕獲で捕獲数が増加
- 上片桐地区ではエサを柿にしたところ捕獲頭数が増加したとのこと(箱オリ・わな)

(平成27年3月5日現在)

2. 月別にみる大型檻による捕獲の傾向

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
中山	13										10	5	28
部奈									2	4	3	3	12
計	13	0	0	0	0	0	0	0	2	4	13	8	40

現在檻に入っている頭数 ↑



- 松川町では、12月から4月にかけての、周りにエサが不足する時期に入ることが推測される

(平成27年3月5日現在)

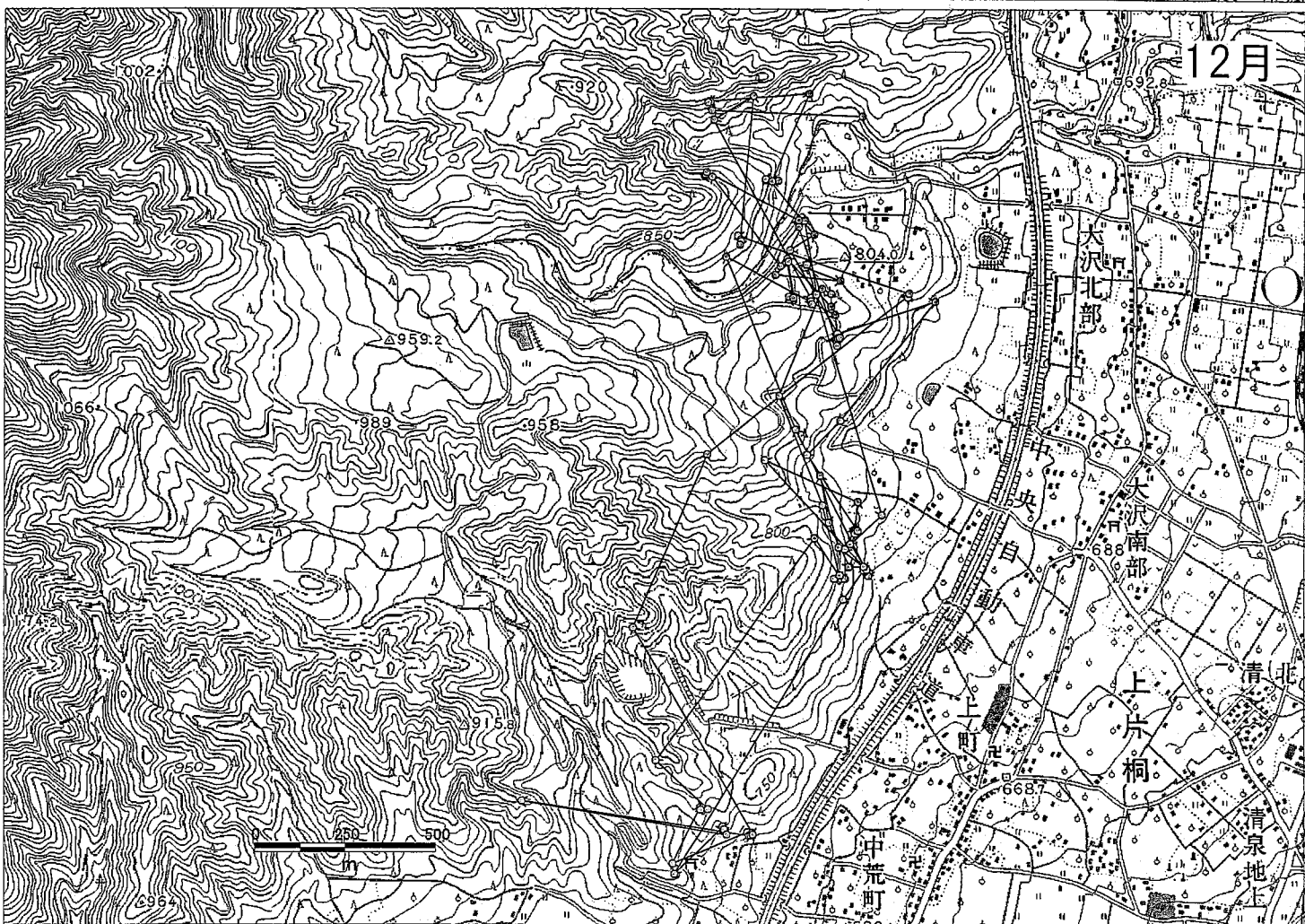
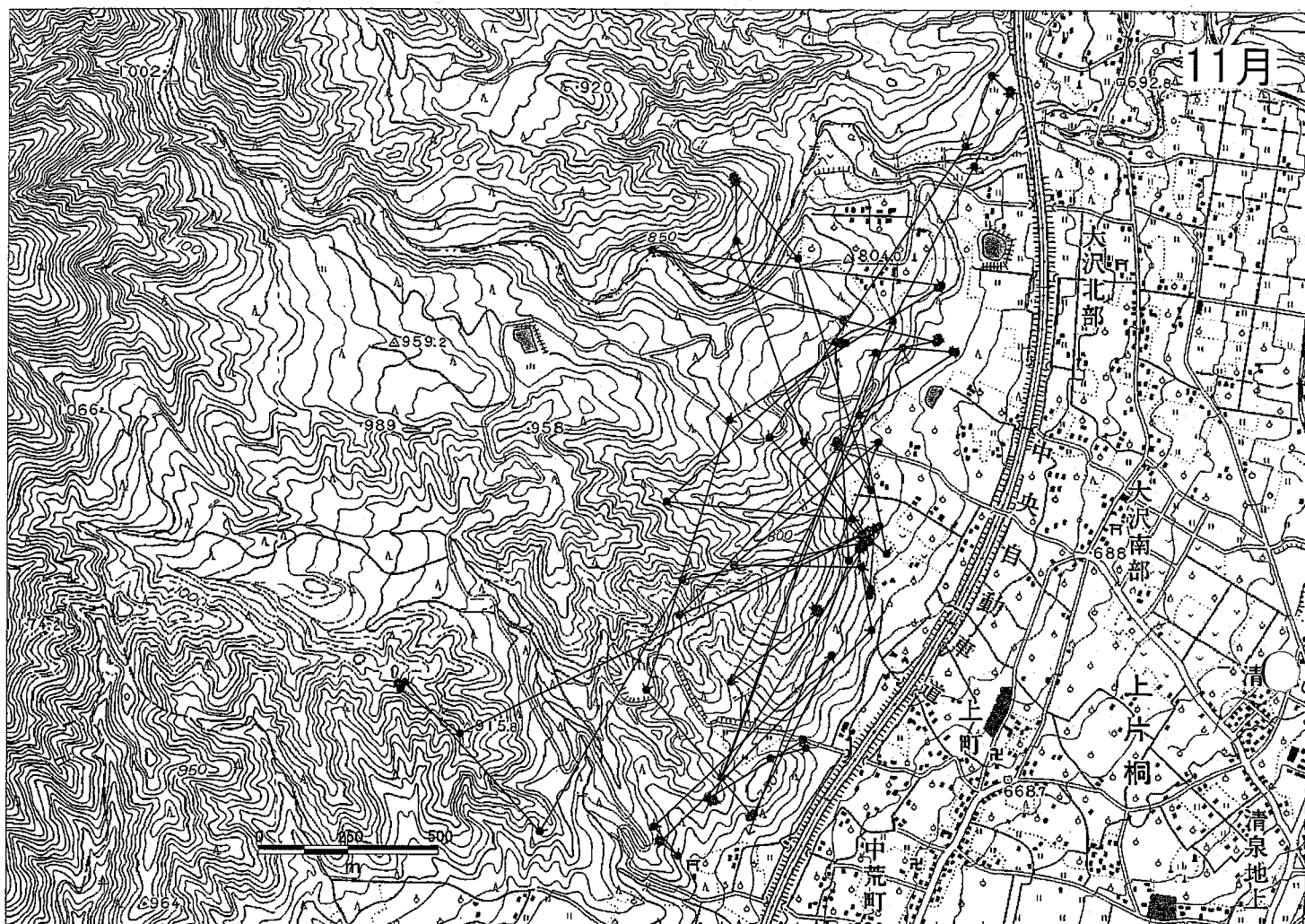


図. 上片桐群 2014年11月11日~12月20日

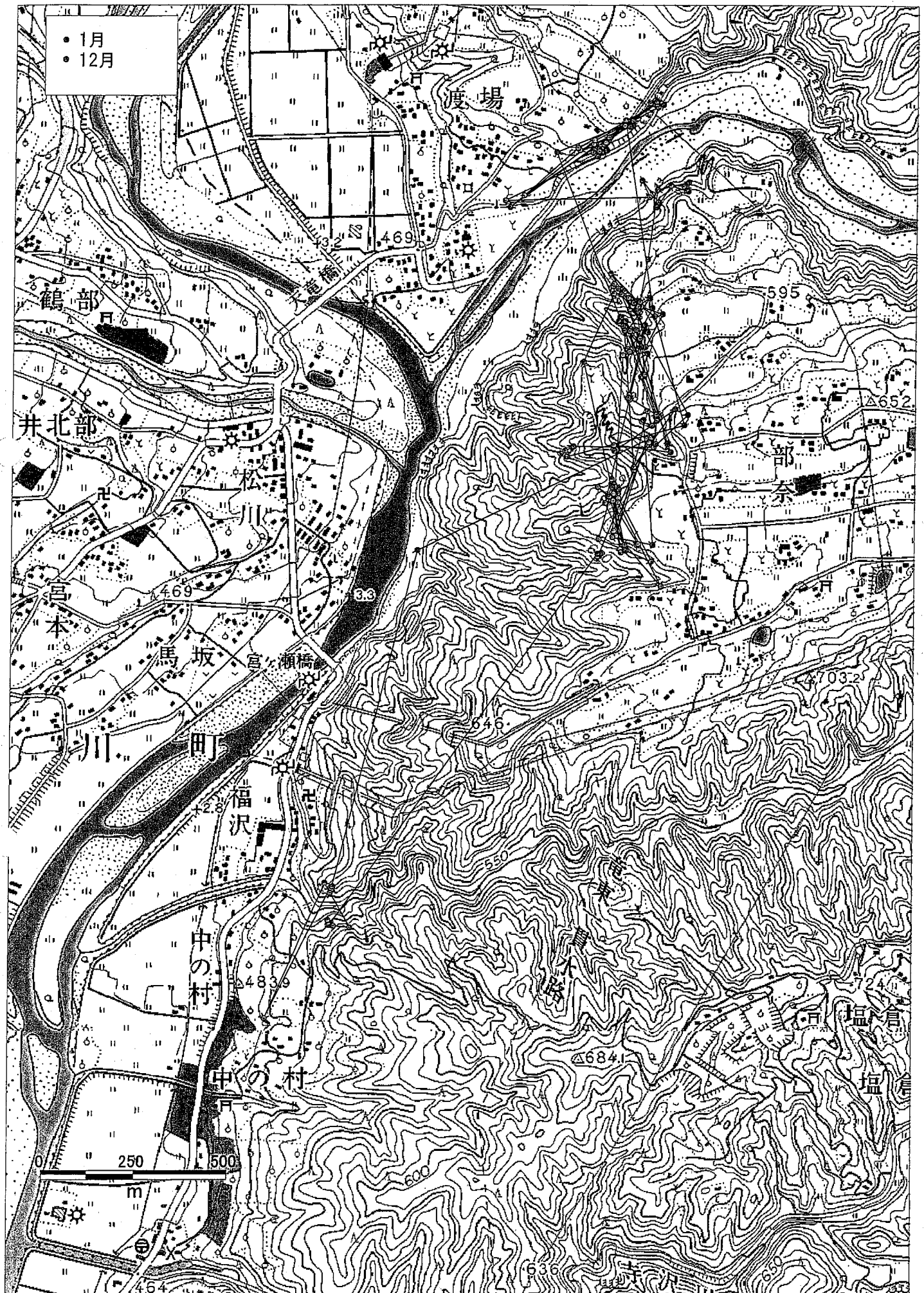
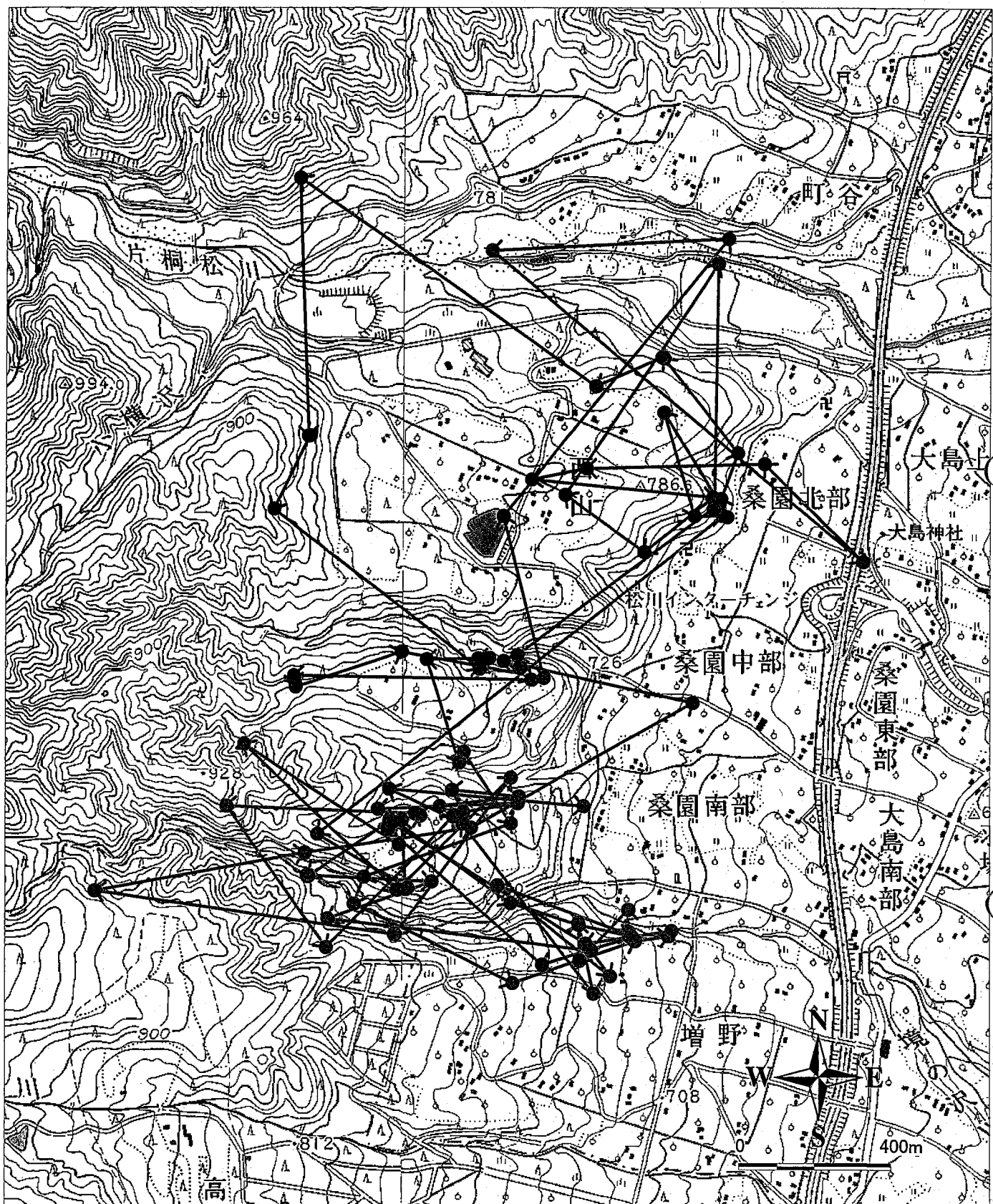


図. 生田群 2014年12月26日～2015年1月27日 **3**



凡例

● 定位位置 (N=104) → 移動ルート

図 GPS首輪による大島群の定位位置および移動ルート(2015年1月23から2月25日)

【27.02.16 南信森林管理署より情報提供】

南信森林管理署では、ニホンジカによる林業被害が発生し始めたことから、センサーカメラを設置して生息調査を実施

調査期間	8月6日～11月3日(平成25、26年度)
調査場所	片桐ダム西方の国有林内
調査方法	・センサーカメラによる調査 1時間以内にセンサーが反応したものについては同じ個体としてみなし、 1時間以上経過して反応したものについては別の個体としてカウントする

亜高山帯における生息調査結果

H26 52頭

	西面No.	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	計(12全期)
	年報/臨時 普通貨物	高川入口	呂宋港	伊勢湾	方山運送船 入口	方山運送船 中回	方山運送船 出口	坂底	伊勢湾 奥	伊勢湾 中回	伊勢湾 表			
	普通貨物	1640	1630	1840	1760	1690	1680	1500	1010	1860	2160	2260		
シカ	24全期間	7	6	1	4	5	4	39	84	0	4	10		164
カモシカ	24全期間	1	2	3	7	5	1	2	21	0	1	1		44
サル	24全期間	0	3	1	25	5	1	6	6	0	1	1		49
クマ	24全期間	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0		2

H25・H26の期間は8月6日～11月13日まで。

H21	2 頭
H22	0 頭
H23	8 頭
H24	7 頭
H25	13 頭
H26	16 頭



使用済小型家電の

資料 №10

無料リサイクルが始まります！

●なぜ集めるの？

平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)が施行されました。鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった貴重な金属資源を多く含む小型家電を適正に処理し、資源を有効活用することを目的とした新たな制度です。

そこで、当町でも、ご家庭で不要になった小型家電を収集し、資源の有効利用やごみの減量化に繋がたいと考えています。

●何を集めるの？

ご家庭の電気や電池で動く製品が広く対象となります。詳しくは裏面をご覧ください。

●どうやって出したらいいの？

収集は無料です。

町の『粗大ごみ』の収集と並行して、同日時・場所で収集を行ないます。

指定袋、梱包等は必要ありません。



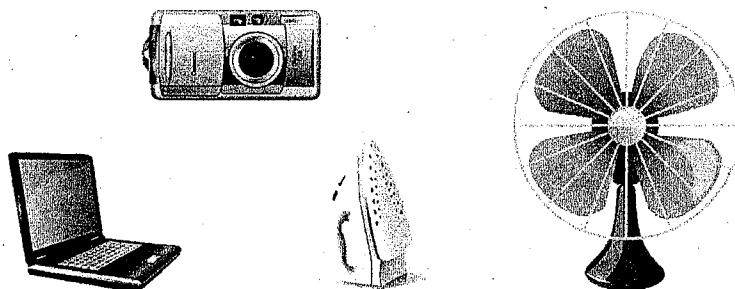
平成27年4月19日(日)午前9時～午前11時の収集が第1回目の収集となります。混雑が予想されますので、開始時間直後や終了時間直前はなるべく避けていただき、円滑な収集にご協力をお願いいたします。

●今までの分別とどう変わるの？

分別自体に大きな影響はありません。

これまで『粗大ごみ』として有料で収集されてきた使用済小型家電(裏面参照)について、無料で収集がおこなわれるようになります。

収集対象外の品目におかれましては、そのまま並行開催の『粗大ごみ』として収集(有料)いたします。



対象品目

○収集できるもの

- ・電話機、ファクシミリ、携帯電話、ラジオ受信機等の通信機器
- ・デジタルカメラ、ビデオカメラ、ビデオデッキ、DVDレコーダー等の映像用機械器具
- ・音楽プレーヤー、ラジカセ、ステレオアンプ、スピーカー、イヤホン、ヘッドホン等の電気音響機械器具
- ・パソコン本体およびプリンター、USBメモリ、ハードディスク等の周辺機器
- ・電気ドリル、電気ノコギリ、電気ドライバー等の電動工具
- ・電卓、電子辞書等の電気事務機器
- ・炊飯器、電子レンジ、ホットプレート、ジャーポット等の台所用電気機械器具
- ・扇風機、換気扇、空気清浄機、加湿器等の空調用電気機械器具
- ・アイロン、掃除機等の電気機械器具
- ・電気ストーブ、ファンヒーター等の保温用電気機械器具
- ・ドライヤー、電気かみそり、ヘアアイロン等の理容用電気機械器具
- ・マッサージ器、ランニングマシン等の電動健康器具
- ・電気スタンド、懐中電灯等の電気照明器具
- ・電子キーボード、電気ギター等の電気楽器
- ・ゲーム機、電動おもちゃ等の電気玩具

※上記は代表的な品目の例となります。上記に記載のないものに関しましても収集対象になる場合がございます。

×収集できないもの

- ・電気カーペット、電気こたつ、電気毛布

※その他、材質により粗大ごみとしての収集(有料)となる場合がございます。

- ・家電リサイクル対象品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、衣類乾燥機)

※従来通り、郵便局で家電リサイクル券を購入のうえ、指定引取場所へ搬入いただくか、粗大ごみでの処理(運送料 2,000 円/個)となります。

- ・電池、バッテリー、燃料の入ったもの ※必ずあらかじめ取り除いてからお持ちください。
- ・フロン入りなど、爆発の危険性のあるもの

■注意事項■

- ・個人情報を含むものに関しては、排出前に必ず削除してからお持ちください。
- ・一度排出されたものは返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- ・家庭から排出されるものが対象となります。事業系のものは収集できません。

●お問合せ先

松川町役場 環境水道課 環境係

担当:池上、小澤

TEL:0265-36-7026(直通)

FAX:0265-36-5091

松川町不法投棄監視カメラ運用基準

(目的)

第 1 条 この基準は、町が廃棄物の不法投棄対策として使用する監視カメラの設置及び運用並びにその画像の管理について、必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 16 条の規定に違反して廃棄物を捨てる行為をいう。
- (2) 監視カメラ 不法投棄の防止及び不法投棄の撤去指導を目的として、町長が設置する装置で、撮影した画像を記録する機能を有するものをいう。
- (3) 画像 監視カメラによって記録された画像をいう。

(管理責任者及び指定職員)

第 3 条 町長は、監視カメラの適正な設置及び運用を図るため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、環境水道課長をもって充てる。

3 管理責任者は、環境水道課の職員のうちから指定する職員（以下「指定職員」という。）に画像を取り扱わせるものとし、指定職員以外の職員に画像を取り扱わせてはならない。

(監視カメラの設置)

第 4 条 管理責任者は、不法投棄がされ、若しくは不法投棄がされるおそれがあると認めた町有地上又はこれらの場所に接続する公道上を目標として、監視カメラを設置するものとする。

2 管理責任者は、前項の規定により監視カメラを設置した場合には、監視カメラの設置場所周辺に、監視カメラを設置している旨を表示するものとする。

(委託に伴う措置)

第 5 条 町長は、監視カメラの設置及び管理を委託することができる。

2 前項の委託をするにあたっては、契約書等に受託者が順守すべき事項を明記する等、個人情報保護のための必要な措置を講ずるものとする。

(画像の取扱い)

第 6 条 管理責任者は、画像の漏えい及び流出の防止その他の安全管理のために、必要な措置を講じなければならない。

2 指定職員は、画像に不法投棄若しくはこれに付随する行為又はそれらを行った者若しくはそれに関与した者が特定できる情報（以下「特定情報」という。）が記録されていないことを確認した場合は、速やかにこれを消去するものとする。

- 3 管理責任者及び指定職員（以下「責任者等」という。）は、画像に特定情報が記録されていることを確認した場合は、当該画像の撮影日の翌日から起算して 30 日間これを保存するものとする。この場合において、管理責任者は、不法投棄された廃棄物の撤去等に関し必要と認める場合は、当該撤去等が終了するまでこれを延長することができる。
- 4 責任者等は、画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（松川町個人情報保護条例及び松川町情報公開条例の適用）

第 7 条 監視カメラの設置及び運用並びに画像の取り扱いについては、この基準に定めるものの他、松川町個人情報保護条例（平成 11 年松川町条例第 22 号）に定めるところによる。

- 2 画像の公開及び開示については、松川町個人情報保護条例及び松川町情報公開条例（平成 11 年松川町条例第 1 号）に定めるところによる。

（補則）

第 11 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。